

# 今井の丘公園特記仕様書

## 1 概要

所在地	保土ヶ谷区新桜ヶ丘一丁目 42 番
公園の沿革や特徴、現指定管理期間中の改修等の状況等	平成 6 年 3 月から一部供用開始し、分区園を加えて平成 29 年 4 月 1 日から全面オープンした近隣公園で、新桜ヶ丘第二公園に隣接しています。 「横浜みどりアップ計画」の一環として、農地の公益的機能の保全と市民の農体験の機会を増やすため、農園付公園として整備されました。 分区園及び協働農園の 2 種類の農園があるほか、倉庫棟、トイレ、多目的広場、児童広場、芝生広場、梅園、樹林などがあります。
面積	18,550 m <sup>2</sup> (近隣公園)
分区園区画規模	10 m <sup>2</sup> ×70 区画 (個人分区園) 250 m <sup>2</sup> ×1 区画 (協働農園)
附帯設備	分区園 (個人分区園)、協働農園、倉庫棟、トイレ、多目的広場、児童広場、芝生広場、梅園、樹林など
電気設備	公園灯 (セラミックメタルハイドランプ) 14 基
設置許可施設	集会所 (178.86 m <sup>2</sup> )

## 2 電気・機械設備点検・修理項目

管理項目		対象	内容	回数・概要
点検	照明設備	建物内	巡視点検	1 回/年 外観点検・絶縁抵抗測定・点灯確認等
	園内灯設備	園内灯・分電盤	巡視点検	1 回/年 外観点検・絶縁抵抗測定・点灯確認等
修理	照明設備	建物内	ランプ交換	随時
	園内灯設備	公園園内灯	ランプ交換	随時
	修繕	各々設備	部品交換等	随時

## 3 特記事項

### (1) 建築物の施設管理者点検について

倉庫棟について、横浜市建築局作成の施設管理者点検マニュアルにより施設管理者点検を実施し、その結果を北部公園緑地事務所に報告してください。報告時期については、北部公園緑地事務所から通知します。

### (2) 分区園について

分区園とは、市民が野菜や草花の栽培を通して自然に親しみ、緑の大切さを体験し、心身のリフレッシュを図ることを目的として公園内に設置された貸し農園です。横浜市公園条例で有料施設として位置づけられており、1 区画を 1 年間 (4 月 1 日から 3 月 31 日まで。希望により 1 年間の延長が可) 希望者に貸し出します。

ア 農風景の景観を意識し、広く親しまれる公園の管理運営に努めてください。

- イ 分区園の管理にあたっては、指定管理者に提示する横浜市分区園管理運営要綱を遵守してください。
- ウ 分区園利用者の募集時期には広報よこはま区版のほか、各種媒体を活用し、募集を広く告知してください。
- エ 募集にあたっては、主に、分区園所在区及び隣接区在住者を対象とし、徒歩又は自転車以外の交通手段は利用できないことを十分に周知してください。
- オ 利用申請は、往復はがきで行っている指定管理者が多いですが、申請受理が確認できる方法であれば指定管理者の判断で変更できます。インターネットやEメール等の活用も積極的にご提案ください。
- カ 利用申請数が分区園区画数を上回った場合は、公平・公正な抽選により利用者を決定してください。この場合、抽選は公開で行い、抽選場所・抽選方法を申請者に通知してください。
- キ 抽選時には、当選者のほか、利用辞退があった場合に備え、補欠当選者の抽選も考慮してください。
- 抽選後、速やかに申請者に対し当落通知を発送してください。
- ク 利用開始1か月程度前に、施設近隣の指定管理者が定めた任意の施設において利用者説明会を開催し、利用承認書の発行、利用料金の徴収及び領収書の発行、農機具庫・ロッカー鍵の貸与及び必要事項の説明等利用に必要な手続きを行ってください。説明会に欠席した当選者にも必要な手続きを行ってください。
- ケ 利用者名簿を作成してください。作成にあたっては、個人情報保護法を遵守してください。また、利用料金収入を記録し、帳簿により管理してください。
- コ 農機具庫及びロッカーの鍵は、受払簿を作成して管理してください。
- サ 分区園利用者については、1区画1世帯又は1グループ（8名以内）とし、同一世帯、同一グループの複数区画の申込みは認めないものとし、他人への貸与等の不正利用、長期の未栽培や分区園外の耕作等があった場合は是正措置を行ってください。
- シ 2年目の利用については、現利用者に継続の意思を確認し、辞退者が生じる場合は、補欠当選者を繰り上げ、当選者を決定してください。辞退者の数が補欠当選者の数を上回った場合は、次回全体募集までの利用者を募集しても構いません。
- ス 指定管理業務として、利用者に対する利用指導及び栽培指導やアドバイスを適切に実施できる体制を整えてください。
- セ 分区園区画内は利用者が維持管理を行います。美観や農風景維持のため、利用者に対しての指示等をお願いします。また、分区園で栽培できる作物は、野菜、花、苗木等で、利用期間内に栽培が終了するものとします。なお、農薬の使用は控えるよう利用者に指導を行ってください。
- ソ 施設内の園路、農機具庫等共有施設の清掃は利用者が自主的に行うよう指導してください。必要に応じ、利用者呼びかけ大掃除等を実施してください。
- タ 分区園利用者交代時には、前利用者の栽培状況を次期利用者に告知し、連作障害の防止に努めてください。
- チ 公園の立地に配慮し、防犯のため、週2回以上の巡視を行うとともに、公園内の見晴らしを良くし、園内での犯罪発生阻止に努めてください。
- (3) 公園利用者の駐車場がありません。路上駐車については警察等の関係機関と協力の上、対処をお願いします。
- (4) 指定管理区域内に公園の利便性向上や魅力向上を目的として、設置許可が必要な施設（例：自動販売機）の設置を応募団体が考えている場合は、提案書に記載をしてください。ただし、法令等に

よって設置ができない場合がありますのでその点ご了承ください。

- (5) 次期指定管理者による管理運営の開始前に行う分区園利用者の募集及び利用料金については、次期指定候補者と現在の指定管理者との間で調整を図りながら行ってください。
- (6) 公園内に設置許可による集会所があります。公園の維持管理にあたっては、集会所設置者と必要に応じて調整を図りながら実施してください。

#### 4 課題等（様式24記載事項）

- (1) 協働農園の利活用策の取組について、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。
- (2) 地域での協働を醸成させていくための取組について、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。
- (3) 暑さ対策について  
ここ数年、全国的に厳しい暑さが続き、記録的な猛暑となる年もありました。そのことを踏まえ、夏の暑さ対策として利用者や指定管理者職員等の健康や安全に対しての取組について、応募団体の創意工夫に基づいた提案をしてください。
- (4) その他公園の特性や維持管理上の課題等に応じた取組があれば、応募団体の創意工夫に基づいて提案してください。

#### 5 新型コロナウイルス感染症等の拡大防止に係る対応（様式25記載事項）

※緊急事態宣言解除後の令和2年5月25日から令和3年1月7日までのような状態を想定して記載してください。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等の拡大防止に係る取組について、具体的に説明してください。  
※具体的な感染防止対策、他施設等での感染防止対策実績、新型コロナウイルス感染症等の影響による利用料金収入減に対する対応策、感染防止の観点で踏まえた予約受付の提案 等について記載してください。
- (2) 「新しい生活様式」や、横浜市の「新型コロナウイルス感染拡大防止対策を踏まえた公園施設利用再開ガイドライン」、業種、施設種別ごとに示されている「各種ガイドライン」等を踏まえたうえで、本公園においてどのように公園の魅力や多様な楽しみ方等を発信するか、また、自主事業・イベント実施時の工夫等について提案してください。
  - ・「新しい生活様式」を踏まえた身近な公園利用のポイント（国土交通省）  
[https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10\\_hh\\_000345.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/toshi10_hh_000345.html)
  - ・「新しい生活様式」の実践例（厚生労働省）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)